

政令第百八十二号

関税込率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税込率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「コンテナ」の番号」の下に「及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時」を加え、同条に次の五項を加える。

6 法第十五条第七項及び第八項に規定する政令で定める特別の事情は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められる事情とする。

7 法第十五条第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその

外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時までには当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

8 法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。

一 法第十五条第七項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券の番号

五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号

六 その他財務省令で定める事項

9 法第十五条第八項に規定する政令で定める者は、同項に規定する積荷について、同条第七項に規定す

る運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結するものとする。

10 法第十五条第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。

一 法第十五条第八項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船

荷証券の番号

五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号

六 その他財務省令で定める事項

第十三条第一項から第三項までの規定中「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に改め、同条第四項

中「第十五条第九項」を「第十五条第十二項」に改め、同条第五項中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改め、同条第六項中「第十五条第十一項前段」を「第十五条第十四項前段」に改め、同項各号中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改める。

第十三条の二第一項第一号及び第二項中「又は第七項」を「第七項、第八項又は第十項」に改める。
第十五条の次に次の一条を加える。

(積荷の船卸しの許可の申請)

第十五条の二 法第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)に規定する政令で定める報告は、同項ただし書に規定する許可を受けて船卸しをしようとする積荷(以下この条において単に「積荷」という。)について、当該許可を受けようとする者又は法第十五条第七項(入港手続)に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が行う報告であつて、当該積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍並びに第十二条第八項及び第十項に規定する事項に関するものとする。

2 法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 二 積荷の船卸しをしようとする開港の名称
- 三 積荷の船卸しをしようとする日時
- 四 積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍
- 五 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号
- 六 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
- 七 その他参考となるべき事項

第十六条の二第一項中「第十八条第一項本文」を「第十八条第一項」に改め、「及び同項ただし書に規定する政令で定める場合」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「（入出港の簡易手続）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とする。

第九十一条の次に次の二条を加える。

(提出物件の留置き、返還等)

第九十一条の二 国税通則法施行令第三十条の三(提出物件の留置き、返還等)の規定は、税関職員が法
第五十二条第二項(税関職員の権限)の規定により物件を留め置く場合について準用する。この場合にお
いて、同令第三十条の三第一項中「国税庁、国税局若しくは税務署又は税関」とあるのは「税関」と、
「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「法第七十四条の七(提出物件の留置き)」とあるのは
「関税法第五十二条第二項(税関職員の権限)」と、同条第二項中「法第七十四条の七」とあるのは「関
税法第五十二条第二項」と読み替えるものとする。

(調査の事前通知に係る通知事項)

第九十一条の三 国税通則法施行令第三十条の四(調査の事前通知に係る通知事項)の規定は、法第五
十二条の二(輸入者に対する調査の事前通知等)において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第七号
(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する政令で定める事項について準用する。この場合に
おいて、同令第三十条の四第一項第一号中「法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者」とあ
るのは「輸入者」と、同項第二号中「当該職員の」とあるのは「税関の当該職員(以下この号において

「当該職員」という。）の」と、同条第二項中「納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無」とあるのは「関税法施行令第四条の二第一項（特例申告書の記載事項等）に規定する特例申告書又は同令第五十九条第一項（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書の記載内容」と、「国税」とあるのは「関税法その他の関税」と読み替えるものとする。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「再輸入貨物の免税」を「無条件免税」に改め、同項ただし書中「明らかであるとき」の下に「、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるとき」を加え、同条第二項中「に係る戻し税」を「の減税、免税又は戻し税等」に、「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「場合の免税」の下に「又は戻し税等」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物（第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第三十六条第一項中「加工用貨物の」及び「輸入の目的、」を削り、「、加工者」を「並びに加工者」に改め、「並びに輸出の予定地」を削り、同条第二項を削る。

第三十九条第三項中「（再輸出免税貨物の輸出の届出）」を削り、「、前項の」を「、第二項の規定による」に改め、「交付がされた日」の下に「（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあっては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）」を加え、「当該貨物の輸入地」を「再輸出貨物の輸入地」に改め、「提出するとともに」の下に「、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、税関長は、再輸出貨物（法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認

めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

第三十九条第三項第一号及び第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項第三号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物（第三十条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第四十一条中「第三十四条、第三十六条第二項」を「第三十四条第一項及び第二項」に、「第三項」を「第四項本文」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、関税率法施行令第三十四条第三項の規定により同条第二項の規定が適用されない場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「別表第三号」の下に「、第六号」を加える。

別表第四号中「同条第七項」の下に「、第八項若しくは第十項」を加え、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同表第六号中「提示」の下に「又は同条第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請」を加え、同表第八号中「第十八条第一項ただし書(入出港の簡易手続)」の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法」を削り、「第十八条第二項」の下に「(入出港の簡易手続)」を加え、「若しくは書面の提出」を削り、「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第三条の規定 平成二十四年十月一日

二 第一条中関稅法施行令第九十一条の次に二条を加える改正規定 平成二十五年一月一日

(関稅法の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法第二条の規定による改正後の関稅法（昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新關稅法」という。）第十五条第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、この政令の施行の日後に第一条の規定による改正後の関稅法施行令第十二条第七項本文に定める時（同項ただし書の規定によりその時まで）に新關稅法第十五条第七項及び第八項の規定による報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時）が到来するものについて適用する。